

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1

氏名 高嶺清掃 株式会社

代表取締役 関川 泰子

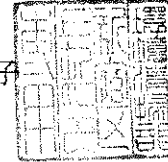
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例第66条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年3月28日

新宿区長 中山 弘子

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業内容 (収集・運搬、積替えを除く。)

3 運搬先 (区の指定した処理施設
特別区内の指定引取場所)

4 作業場所 新宿区の区域内

5 許可期間 平成23年4月1日 から
平成25年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、必要な許可を有する区内の指定引取場所に限る。

この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において区を代表する者は新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。